

グループホーム

【入居対象者】

- ・18歳以上の知的障害者
- ・日常生活の介護・援助を受けなくて生活することが、可能でないか又は適当でないこと。
- ・地域において共同生活を営むのに支障のないこと。
- ・日常生活を維持するに足りる収入があること。
- ・グループホームでの生活の持つ意味を十分に理解し、継続して入居することを希望すると共に、それが可能であると認められること。

【入居手続き】

- ・市・町・村（福祉事務所）に申込み、入居が決定した希望者は、運営主体と契約を取り交わします。

【入居者へのサービス】

- ・食事提供（原則として朝・夕食）
- ・金銭出納に関する援助
- ・健康管理
- ・日常生活場面における相談・助言
- ・その他（手続きの代行、職場訪問、余暇活動への助言、緊急時の対応）

【費用負担】

〔定率負担〕入居者の所得に応じて、月額負担額が決められます。

〔実費負担〕入居者は、一人の社会人として、自分の責任において自由な生活を送ることを基本としています。そして、入居者の生活に要する経費は、入居者各自が負担します。

（部屋代、食材料費、光熱水費、日用品費及びその他の必要な経費を月々徴収します。）

【案内図】

